

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査結果の報告(平成30年3月29日29監総第504の2号)に基づき、福岡県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月21日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

30教財第1000号
平成30年12月3日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 岩 崎 勇 殿
同 江 藤 秀 之 殿

福岡県教育委員会

監査結果に係る措置について（報告）

平成30年3月29日29監総第504の2監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	授業料において、調定が171日 遅延していた。	教育委員会が作成した就学支援金・奨学給付金等 事務スケジュール表どおりに事務処理を行い、事務 長が進捗状況を確認することで再発防止を図る。
	特別支援教育就学奨励費（扶助 費）の寄宿舍居住に伴う日用品等購 入費において、支給区分を誤ったた め、支給不足となっていた。	寄宿舍居住に伴う日用品等購入費や学用品・通学 用品購入費の領収書添付台紙を色用紙で仕切り、イ ンデックスを付して支給区分を混同しないようにす ることで誤りを防ぐ。